

扶留署ハ右三名ヲ一應檢束
右及申(通)報候也

四 答

- (一) 取扱賃銀ノ數定ハ趣意ニ於テ可トスルニ以際實行成リ難シ
 - (二) 女工ニ過錢ヲ支給ス
 - (三) 公休日因定日給金額ヲ支給
 - (四) 殊事手當ハ殊事一時間ニ付因定日給ノ割正分ヲ支給ス
 - (五) 常時増減業ニ従事スル者對シテ手當トシテ因定日給ノ割ヲ支給ス
 - (六) 運到者ニ對シテハ三十分未満ヲ三十分單位トシ因定日給ヨリ控除ス
 - (七) 住宅手當ハ百令支給セス
 - (八) 作業費ハ第一回會社ヨリ支給ス
 - (九) 寄宿舎衛生設備改善及ニ進修改革ハ適當考慮ス
 - (十) 各部並別撤廢ニ付適當考慮ス
 - (十一) 貴店ノ製パン部及料理部従業員ニ過錢ヲ支給ス
 - (十二) 貴店宿直手當ハ適當考慮ス
 - (十三) 解雇者ニ對シハ善處ナリ考慮ヲ为ス
 - (十四) 其他ハ手當ノ餘地ナシ
- 昭和六年三月二十八日

東京製パン株式会社

奉祝第六三六〇號

昭和六年四月九日

警視總監 丸山 鶴吉

6. 4. 14
2368

内務大臣 安達謙藏殿
社 會 局 長 官 殿
各 庶 務 課 長 官 殿 (ハ在在)

東京製パン會社勞働爭議ニ関スル件 第五報一四月八日迄
標記勞働爭議前報後ノ状況左記ノ通

一 事業主側

會社側ハ新職工募集ノ名ノ下ニ暴刀團ヲ雇入レ寄宿舎(爭議
團本部)ノ奪還スル計畫アルコトハ既報ノ通ナルカ本月一日
午後一時三十分頃四谷區朝野十三丁目ニ五鐵血社事伊藤鐵火